

2013年9月24日
株式会社損害保険ジャパン
日本興亜損害保険株式会社

『環境汚染賠償責任保険』の引受手続き簡素化および 『地下タンク漏油保険』の販売開始

株式会社損害保険ジャパン（社長：櫻田謙悟、以下「損保ジャパン」）と日本興亜損害保険株式会社（社長：二宮雅也、以下「日本興亜損保」）は、引受手続きを簡素化した『環境汚染賠償責任保険』および『地下タンク漏油保険』の販売を2013年10月1日から新たに開始します。

損保ジャパンおよび日本興亜損保は、今後も金融・保険機能を活かした社会的課題の解決に資する新商品・サービスの開発・提供に取り組んでいきます。

1. 背景と目的

お客さまや投資家などによる企業の環境対策についての関心の高まりや、土壌汚染対策法施行などを受け、環境汚染対策が企業にとっての経営課題のひとつとなっています。

そこで、損保ジャパンおよび日本興亜損保は、企業の環境汚染対策を支援するため、企業の所有、使用または管理する施設から発生した環境汚染に起因する賠償責任や汚染浄化費用を補償する『環境汚染賠償責任保険』の引受手続きを簡素化し、スピーディーにご加入いただけるようにいたしました。

また、地下タンクから油が流出した場合のリスクについては、これまでガソリンスタンドに限定して補償をご提供していましたが、引受対象を拡大し、ガソリンスタンド以外を引受対象とする『地下タンク漏油保険』（「流出早期発見プログラム」付き）を業界で初めて販売します。

2. 『環境汚染賠償責任保険』の概要と引受手続きの簡素化

- (1) 商品名 : 『環境汚染賠償責任保険』
- (2) 販売対象 : 一般企業、病院、大学などの教育機関、旅館など
- (3) 販売開始日 : 2013年10月1日
- (4) 補償内容 : 日本国内においてこの保険の加入者が所有、使用または管理する施設から汚染物質が流出して発生した環境汚染に起因する賠償責任および汚染物質の浄化費用に対して、保険金をお支払いします。
- (5) 引受簡素化 : 従来、『環境汚染賠償責任保険』の引受けには、事前に企業の所在地および周辺地域の現地調査が必要であり、引受けまでに時間や費用を要していました。

この度の引受手続きの簡素化により、お客さまからの告知に基づき企業の施設管理状態が所定の条件を満たすと判断された場合には、現地調査やボーリング調査なしでご加入いただけるようになります。

3. 『地下タンク漏油保険』（「流出早期発見プログラム」付き）の概要

- (1) 商品名 : 『地下タンク漏油保険』
- (2) 販売対象 : 一般企業、病院、大学などの教育機関、旅館、燃料販売店（ガソリンスタンドを除く）など
- (3) 販売開始日 : 2013年10月1日
- (4) 補償内容 : 日本国内においてこの保険の加入者が所有、使用または管理する地下タンクから油が流出して発生した環境汚染に起因する賠償責任および浄化費用に対して、保険金をお支払いします。
- (5) 「流出早期発見プログラム」の提供

: 『地下タンク漏油保険』に付帯される「流出早期発見プログラム」では、日々の在庫データを第三者にご提供いただくことで、油の流出を早期に発見することが可能になります。これにより、タンクから油が流出した際の損害を軽減することができます。

なお、『地下タンク漏油保険』にご加入いただく場合、流出早期発見プログラムによる統計学的在庫管理（※）の実施と損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社による加入前検査が必要となります。

（※） 有限会社エンバイロ・テック・インターナショナル
（www.enviro-tech-intl.co.jp）により提供される統計学的在庫管理（SIR: Statistical Inventory Reconciliation）であり、地下タンク等からの油の流出可能性を日々のタンク内の在庫データから分析する手法です。

以上